

# 地区計画ガイド

## ④ 長和農社地区

### <地区計画の目標>

長和農社地区は、本市の中心市街地より北西約3km、JR長和駅より南側に位置し、北海道電力伊達発電所等が立地している工業専用地域に隣接する地区であることから、今後、地区の利便施設等の配置を考慮した、魅力ある質の高い工業地の造成を予定しています。

そこで、地区計画では、工業地造成事業の維持・増進を図り、事業後に予想される工業の利便を害する恐れのある建築物の混在を未然に防止することにより、調和のとれた良好な市街地の形成をめざしています。

### <土地利用の方針>

「長和工業地域整備計画」に基づき、工業業務及び関連施設を考慮し、長和農社地区を2地区に細区分し、業務を円滑に遂行できるよう、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を進めます。

#### 1. 工業業務地区

工業の利便増進を図る地区とします。

#### 2. 地区サービス業務地区

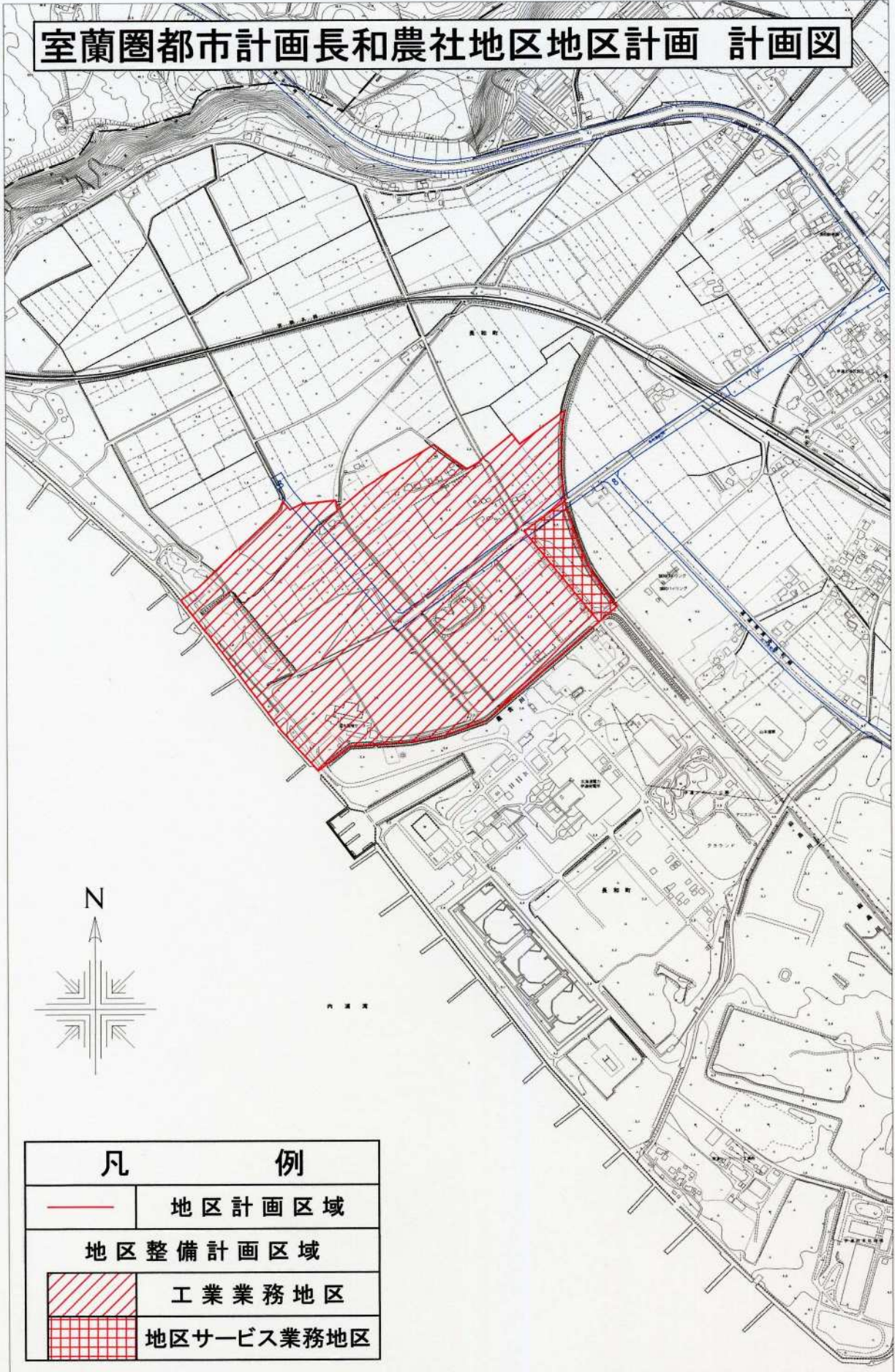
長和農社地区の利便性の向上に資する地区サービス施設の立地を図る地区とします。


## ＜長和農社地区＞

地区計画区域内における建築物の制限内容

地区の細区分 (基本用途)	建築物の制限に関する事項		
	建築物の用途の制限	建築物の壁面の位置の制限	建築物等の形態 又は意匠の制限
工業業務地区 (工業地域)	<p>次の各号に掲げる建築物は建築出来ません。</p> <p>①法別表第二(わ)項に掲げるもの</p> <p>②神社、寺院、協会その他これらに類するもの</p> <p>③公衆浴場</p> <p>④老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>⑤自動車教習所</p> <p>⑥カラオケボックスその他これらに類するもの</p> <p>⑦畜舎</p>	/	/
地区サービス業務地区 (工業地域)	<p>次の各号に掲げる建築物は建築出来ません。</p> <p>①法別表第二(わ)項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、及び第8号に掲げるもの</p> <p>②神社、寺院、協会その他これらに類するもの</p> <p>③公衆浴場</p> <p>④自動車教習所</p> <p>⑤畜舎</p>	/	/

# 室蘭圏都市計画長和農社地区地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画区域
地区整備計画区域	
	工業業務地区
	地区サービス業務地区

0 100 200 400 600 800 1000m

1:10000

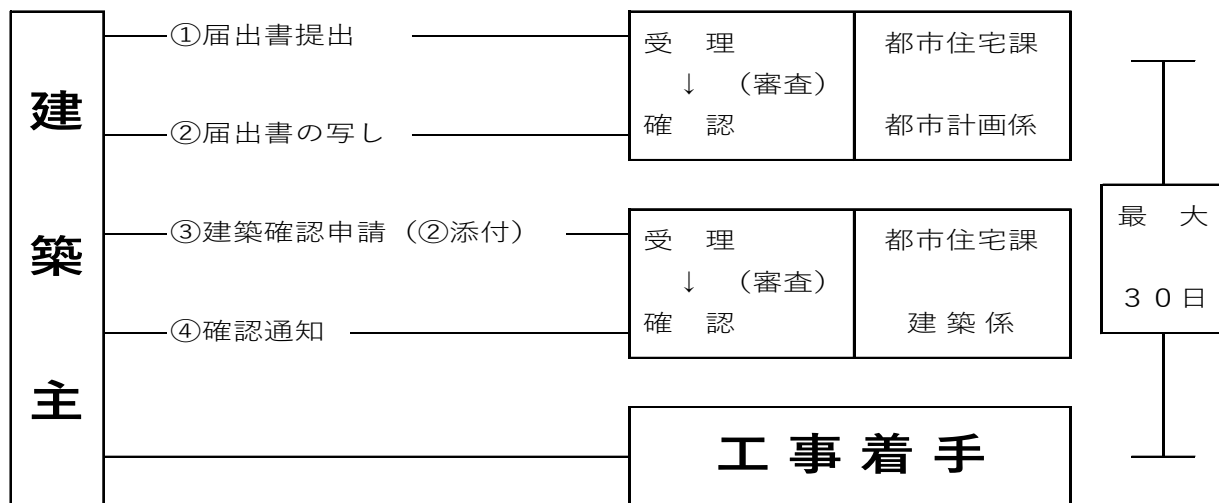
長和農社地区では、建築物の新築、増改築を行う前に、次のような手続が必要となります。

■届出が必要な行為

- 1、建物の新築、増改築
- 2、車庫、物置等の設置
- 3、工作物の新築、改築
- 4、土地の区画形質の変更
- 5、土地の用途の変更 など

■届出の方法

- ・届出期限：工事着工の30日前まで
- ・届出窓口：都市整備課都市計画係（届出用紙も用意してあります。）



お問い合わせ先

伊達市建設部都市住宅課都市計画係・建築係

伊達市鹿島町20番地1

電話 0142-82-3294

FAX

23-4414